

**意見募集に提出された意見と
それに対する総務省の考え方**

意見募集の結果

○ 提出件数 4 件

◆ 個人 1 件

◆ 法人・団体 3 件

- ・ 社団法人日本新聞協会（メディア開発委員会）
- ・ 株式会社TBSテレビ
- ・ 日本テレビ放送網株式会社（メディア戦略局）

（提出順）

意見募集に提出された意見とそれに対する総務省の考え方

提出された意見	総務省の考え方
【１．個人から提出された意見】 影響力の強い放送通信分野にて一般個人の意見は反映されないと考えておりますので匿名希望とさせていただきます。 まず以下の点から意見を挙げます。 ①料金の考え方について ①については別途支払いを設けるというのはよろしくない。すなわち、すべて受信料に含まれるべきである。NHKオンデマンドを別途料金を請求するのは一般人からしてみれば公共放送がオンデマンドビジネスを展開していると解釈をしてしまうのである。これは本来の放送法の厳守から外れていると考えるのである。これでは民間企業と同様に利益優先していると考え、本来の公共放送の立場や目的から外れてしまうのである。受信料を他の有料放送のように１か月払いにしていなのに現在の２か月払いとオンデマンドの月額単位の関係に疑問に思うところだ。双方とも１か月単位払いするなら別ですけど。これらを考えると受信料が支払っているとわかるものから登録と管理をしっかりと行えば別途請求する必要はないと考える。登録と管理をしっかりと行いなければ他のオンデマンドの登録と管理と比較され管理体制が甘いと批判対象になり、さらに世間の目は厳しくなるのである。これにより受信契約向上も期待でき、受信料の還元されていると視聴者心理として納得できるのである。受信契約者はオンデマンドを一切利用できないようにする対策も講ずるべきである。 ②コンテンツ配信について ②についてはNHKが再放送してもいいと思った番組だけと考えるのは向こうの勝手な考えと都合にすぎない。つまり反対だ。最近放送されたものは最低でも全番組視聴期間１か月にし、それより以前のアーカイブ番組については受信契約者のみ何割かの割引にする方法が望ましい。また、各地域ごとのローカル番組のオンデマンド配信も視聴できる環境が望ましい。これらをまとめるとNHKはお金があれば何でもできるという天狗状態になっている考えが現在も依存しているのである。	<①について> NHKの受信料は、NHKが公共放送としてあまねく全国に放送番組を提供するための負担金として位置づけられる一方、NHKオンデマンドは、公共放送と比して特定の者に対するサービスであり、現状において、その費用は受信料ではなく受益者負担により賄われることが適当であると考えます。 なお、NHKオンデマンドの料金については、今回の変更においても収支が相償することを基本としており、「民間企業と同様に利益優先」するものとはされておられません。 <②について> サービス開始以来、NHKオンデマンドで提供される既放送番組等の数は増加していますが、その対象については、NHKにおいて、視聴者のニーズや権利処理等に要する費用等を勘案した上で判断・決定されているものと認識しています。

【２．社団法人日本新聞協会（メディア開発委員会）から提出された意見】

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般総務省が示した「NHKの放送法第20条第2項第2号の業務の基準の変更の認可申請に対する総務省の考え方」に対して、下記の意見を述べる。

公共放送・NHKは、放送法に基づき、公共の福祉のために、あまねく良質な放送番組を届けるために設立された特殊な法人であり、そのサービス・事業範囲は、受信料制度で成立していることに照らせば、おのずと限定される。

NHKがテレビ設置世帯から徴収した受信料で作成した番組は、放送に限定されるべきであり、インターネット事業は放送の補完にとどめるべきである。これ以上の無制限の拡大は、日本におけるメディアの多様性、多元性、地域性と、ひいては民主主義の根幹である言論・報道の多様性を損ないかねない。

2008年のNHKインターネット実施基準変更において総務省は、受信料を財源とするインターネット業務の規模を10億円から4倍に拡大させるNHKの申請について、無料業務の実施経費内訳の実績額を毎年度公表すること等を条件に認可した。「年額40億円程度を上限とする」ことの合理性についてはともかくとして、認可の条件である実績額の公表は引き続き行われるべきであり、現在より詳細な実施経費内訳が公表されるべきである。

受信料を財源としないNHKオンデマンドサービスについてのNHKインターネット実施基準見直しに当たっても、現在より詳細な収支状況を国民に広く公開することを前提とするべきである。

平成20年11月の本基準の変更に当たっては、ご指摘のとおり「無料業務の実施経費の内訳について、毎年度、その実績額を公表すること」を総務大臣の認可の条件としているところであり、本条件は、今回の変更にかかわらず維持されるものです。

NHKは、放送法第20条第2号第2項に該当する業務のうち専ら受信料を財源として行うものについては、各年度の経費の内訳をホームページに公開しています（下表参照）。また、NHKオンデマンドについては、各年度の業務報告書等に「番組アーカイブ業務勘定」として区分された収支の内訳等を記載し、公開しています。

総務省としては、現時点で無料業務に係る認可条件で求められている情報開示は行われていると認識していますが、今回いただいたご意見については、今後、技術革新等の環境変化による新たな検討が必要となった際の参考とさせていただきます。

内訳の区分	平成21年度	平成22年度
総 計	20.7	25.7
インフラ関連	4.6	5.3
サーバー・ネットワーク関連	3.1	3.8
制作システム関連	1.5	1.5
コンテンツ関連	16.0	20.3
総合編集・ガバナンス関連	0.8	0.8
ニュース・番組関連	13.7	17.5
デジタルアーカイブス関連	1.4	1.9

（出典：NHKホームページ、金額は億円）

【３．株式会社ＴＢＳテレビから提出された意見】 利用料金の減額、無料化措置などを付与する場合、料金決定の自由度が増すことにより、民間競合事業者との間に有料配信事業の基盤を崩すような過度な競争原理を恒久的に持ち込まぬよう留意すべきである。「アーカイブ業務の事業計画」の策定にあたっては、計画期間において収支相償する、とあることを踏まえ、公益目的事業の枠内から逸脱することなく、適正な事業運営を望むものである。	今回の申請に対し、総務省においては、ご指摘のようにＮＨＫオンデマンドの料金が「民間競合事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるよう設定するものであること」も審査の対象としています。 今回の変更案については、実質的に割引率に係る明確な上限値を廃止することが含まれていますが、「現時点での総務省の考え方」でも記述しているように、「他事業者の料金水準より不当に低くならない」、「事業収支相償」といった要素は引き続き維持されており、さらに外部事業者から寄せられた意見・苦情等を取り扱う審査委員会が適切に運営されることにより、ご指摘の点に係る事業運営の適正性は確保されるものと認識しています。
【４．日本テレビ放送網株式会社（メディア戦略局）から提出された意見】 （１）変更全般について 日本テレビが会員である民放連は、平成20年9月のNHK ON DEMAND（以下NOD）業務開始時に、そもそも本業務の民間事業との調和を求め、また本業務が欠損を続けるような場合に、その処理に受信料収入を注ぎ込むようなことがあってはならず、業務開始から3年後の平成22年度末において収支均衡しない場合にはさらなる赤字拡大を防ぐため、基準の見直しと共に、同業務からの撤退も含めた必要な措置を講ずるべきであるということを求めた。 しかるに、現状のNODの状況を見ると、平成23年度収支計画では収支均衡どころか27億円のコスト規模で15億円近い欠損を垂れ流している状況である。このような状況の中、今回の放送法20条第2項第2号の業務の基準の見直しでは、上記にある欠損が続いた場合に取られるべき必要な措置、が全く取られていないと考える。すなわち、今	ＮＨＫオンデマンドの業務継続の是非については、事業開始当初より、実施基準において「平成25年度末において、番組アーカイブ業務勘定の単年度の事業収支差益が発生せず、かつ繰越欠損金の解消がされないときは、番組アーカイブ業務の継続について検討を行い、必要な措置を講じる」（現行実施基準「17. 検討」参照）とされていたところであり、今回の変更案第４「この基準の見直し」中でも同様に、「その施行日から２年後を目途に必要な応じて見直しを行う」とされています。

回の変更においては、平成25年度末の収支均衡のための措置や、撤退まで含めた措置が考慮された様子はない。

また、現状の民放の収益水準では、NODの事業規模をもって動画配信サービスを行う事は出来ず、この規模では本業務が民間事業者との公正な競争環境にないことは明らかである。これでは動画配信サービス市場の健全な発達を阻害するものといわざるを得ない。さらに、このままではNHKによる受信料の不適当な使い方にもなりかねない。

まずは今後の中長期の事業計画を明らかにし、かつ事業規模を大幅に縮小して赤字幅を大幅に削減し、平成25年度末の収支均衡を図る必要がある。また、一般事業会社の常識的な経営の観点よりすれば、本業務の継続の妥当性の判断にあたっては、遅くとも次のNHK経営計画の期間すなわち平成29年度末までには累積損失の解消実現を条件として求めたい。

以上をふまえ、平成25年度以降は毎年、NHK経営委員会による管理・監督のもと、本業務の規模や、継続検討の是非を厳しく問うて行く必要がある。

（２）第２－１３ 番組アーカイブ業務の事業計画の策定について

現時点での総務省の考え方では、「１３．番組アーカイブ業務の事業計画の策定」を新設して事業計画を策定すれば業務の透明化が確保される、としている。しかし、策定し、透明化するだけでは十分ではない。すなわち事業計画策定の目的は業務内容の透明性の確保のみならず、本業務の平成25年度末までの黒字化、業務の規模の適正化の実現、繰越欠損の解消である。よって、当初の基準にある平成25年度末における黒字化及び、平成29年度末に累積損失を解消できるよう業務の規模の適正化及びそれを反映した中長期計画を策定して公表し、かつNHK経営委員会が事業計画と実際の収支の差異を每期厳しく監視して対策を講じるよう促し、計画がその通り実現しない場合は撤退も含めた措置を講ずることが何より重要である。よってこれについては、以下のように変更することを要望する。

また、昨年１０月に策定された「平成２４～２６年度 NHK経営計画」においても、「有料動画サービス『NHKオンデマンド』の魅力を高めて利用者を拡大し、平成２５年度に単年度黒字化をめざす」ことが記載されています。

繰越欠損金の解消時期については、様々な考え方がありますが、ご指摘の内容も含め、「２年後を目途に必要な応じて見直し」を行う中で、NHKにおいて適切に検討されるものと認識しています。

なお、上記「平成２４～２６年度 NHK経営計画」や今回の本基準の変更の認可申請、NHKの各年度の「収支予算、事業計画及び資金計画」や「業務報告書」等はいずれも放送法に規定する経営委員会の議決事項であり、NHKオンデマンドの業務についても、当初よりNHK経営委員会の管理・監督が行われてきたものと認識しています。

13. 番組アーカイブ業務の事業計画の策定、公表及び審査

番組アーカイブ業務の実施にあたっては、平成25年度以降は単年度毎の収支が相償しかつ平成29年度末までに繰越欠損金を解消するように事業計画を策定し、それを平成25年度より公表するものとする。また、計画と実際の差異及びその原因を毎年度末に公表し、その内容についてNHK経営委員会の管理・監督を受け次年度以降、その差異をなくすような対策を講じること。

(3) 20. 検討 について

20. 検討 について、以上の考え方に基づいて、③として以下の項目を加える必要があると考える。

③平成29年度末において、番組アーカイブ業務勘定の繰越欠損金の解消がされないときは、番組アーカイブ業務の継続について検討を行い、必要な措置を講じる。